

原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1102万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2） 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年3月7日

(仲介委員 櫻井 滋規)

別紙（申立人X1の損害）

損害項目	金額	期間
過酷避難状況による精神的損害 (中間指針第五次追補第2の1)	¥300,000	
日常生活阻害慰謝料 (中間指針第五次追補第2の2)	¥1,000,000	自 平成29年6月1日 至 平成30年3月31日
日常生活阻害慰謝料増額 (乳幼児) (中間指針第五次追補第2の4④)	¥2,160,000	自 平成23年4月1日 至 平成30年3月31日
日常生活阻害慰謝料増額 (妊婦・死産) (中間指針第五次追補第2の4⑤)	¥150,000	自 平成25年2月23日 至 平成25年6月30日
日常生活阻害慰謝料増額 (妊婦・流産) (中間指針第五次追補第2の4⑤)	¥90,000	自 平成26年1月8日 至 平成26年3月31日
日常生活阻害慰謝料増額 (妊婦・第三子) (中間指針第五次追補第2の4⑤)	¥300,000	自 平成26年11月1日 至 平成27年9月〇日
日常生活阻害慰謝料増額 (妊婦・第四子) (中間指針第五次追補第2の4⑤)	¥300,000	自 平成28年8月1日 至 平成29年6月〇日
自主避難等に係る損害 (中間指針第五次追補第3)	¥200,000	自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日

別紙（申立人 X 2 の損害）

損害項目	金額	期間
過酷避難状況による精神的損害 （中間指針第五次追補第 2 の 1）	¥300,000	
日常生活阻害慰謝料 （中間指針第五次追補第 2 の 2）	¥1,000,000	自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日
日常生活阻害慰謝料増額 （別離） （中間指針第五次追補第 2 の 4㊸）	¥120,000	自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 23 年 7 月 31 日
自主避難等に係る損害 （中間指針第五次追補第 3）	¥200,000	自 平成 23 年 4 月 23 日 至 平成 23 年 12 月 31 日

別紙（申立人 X 3 の損害）

損害項目	金額	期間
過酷避難状況による精神的損害 （中間指針第五次追補第 2 の 1）	¥300,000	
日常生活阻害慰謝料 （中間指針第五次追補第 2 の 2）	¥1,000,000	自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

別紙（申立人 X 4 の損害）

損害項目	金額	期間
過酷避難状況による精神的損害 （中間指針第五次追補第 2 の 1）	¥600,000	
日常生活阻害慰謝料 （中間指針第五次追補第 2 の 2）	¥1,000,000	自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

別紙（申立人 X 5 の損害）

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料 (中間指針第五次追補第 2 の 2)	¥ 1,000,000	自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

別紙（申立人 X 6 の損害）

損害項目	金額	期間
日常生活阻害慰謝料 （中間指針第五次追補第 2 の 2）	¥1,000,000	自 平成 29 年 6 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

以上